

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【283】
2. 日時：令和2年8月6日（木） 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宮本管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

火災対策室

守谷室長

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部グループマネージャー 他8名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、火災防護に関する説明書等について、令和2年7月31日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 影響緩和の観点について、ケーブル処理室と下部中央制御室、プロセス計算機室との境界の基準適合性について説明すること。
 - 感知器の配置図について、原子炉建屋以外の建屋についても、消防設備士の関与について明確に説明すること。
 - 炎感知器、熱感知カメラについて、消防法認定品と同等の性能を有することを説明すること。
 - 下部中央制御室の系統分離の考え方が整理出来次第、系統分離対策の基本方針に追記すること。
 - 火災感知器を設置しない、若しくは消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する火災区域又は火災区画として、常用系機器のみを設置するエリアに関する記載を追記すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし